

さいたま市生活環境の保全に関する条例報告用業種コード

○業種の判断は、注記のない限り、日本標準産業分類に準拠して下さい。

規則番号	業種名	業種コード
一	金属鉱業	0500
二	原油・天然ガス鉱業	0700
三	製造業	
	食料品製造業	1200
	飲料・たばこ・飼料製造業	1300
	繊維工業	1400
	衣服・その他の繊維製品製造業	1500
	木材・木製品製造業	1600
	家具・装備品製造業	1700
	パルプ・紙・紙加工品製造業	1800
	出版・印刷・同関連産業	1900
	化学工業	2000
	石油製品・石炭製品製造業	2100
	プラスチック製品製造業	2200
	ゴム製品製造業	2300
	なめし革・同製品・毛皮製造業	2400
	窯業・土石製品製造業	2500
	鉄鋼業	2600
	非鉄金属製造業	2700
	金属製品製造業	2800
	一般機械器具製造業	2900
	電気機械器具製造業	3000
	輸送用機械器具製造業	3100
	精密機械器具製造業	3200
	武器製造業	3300
	その他の製造業	3400
四	電気業	3500
五	ガス業	3600
六	熱供給業	3700
七	下水道業	3830
八	鉄道業	3900
九	倉庫業(農作物を保管するもの又は貯蔵タンクにより気体若しくは液体を貯蔵するものに限る。)	4400
十	石油卸売業	5132
十一	鉄スクラップ卸売業(自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収又は自動車の車体に装着された自動車用エアコンディショナーを取り外すものに限る。)	5142

規則番号	業種名	業種コード
十二	自動車卸売業(自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収するものに限る。)	5220
十三	燃料小売業	5930
十四	洗濯業	7210
十五	写真業	7430
十六	自動車整備業	7700
十七	機械修理業	7810
十八	商品検査業	8620
十九	計量証明業(一般計量証明業を除く。)	8630
二十	一般廃棄物処理業(ごみ処分業に限る。)	8716
二十一	産業廃棄物処分業	8722
	特別産業廃棄物処分業	8724
二十二	医療業	8800
二十三	高等教育機関(付属施設を含み、人文科学のみに係るものを除く。)	9140
二十四	自然科学研究所	9210

(注) 国の機関又は地方公共団体の公務については、公務の具体的内容に対応した業種を分類し、法の対象となる業種に属する事業を営んでいる場合には、当該対象業種のコード番号を記載して下さい。